

## ◆ II 整備基準と解説 新旧対照表

※表記ミスの訂正や、表記の変更・統一のみの箇所については掲載を割愛しています。

## 8 マニュアルの見方

頁	新	旧
P72	<p>■解説 整備の意味、目的を説明しています。</p> <p>■利用者の声 市がこれまでに蓄積したバリアフリーチェック等における障がい当事者の意見を掲載しています。</p>	<p>■解説 整備の意味、目的を説明しています。</p>

## 9 建築物

(1) A 障害者、高齢者等が円滑に利用できる経路（以下「利用円滑化経路」という。）

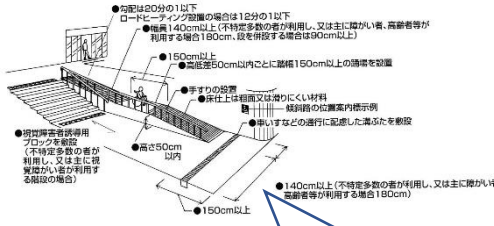
B 視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。）

頁	整備項目	新	旧
P74	A 利用円滑化経路の定義 (規則別表 2 1 建築物の表 7 の項第 1 号)	<p>解説</p> <p>① 具体的には以下を対象を含む ・コンビニや店舗の回遊型の売り場 ・教室、集会室 ・診察室（ユニット型含む） ・ショッピングモールの各テナントの場合は出入口と主要な通路 (確認可能な範囲)</p>	<p>解説</p> <p>① 売り場、教室、集会室診察室等である。</p>
		<p>解説</p> <p>② 特定多数の者が利用する 2 階建ての保育園や学校等は EV 設置を免除できるが、不特定多数の者が利用する施設、主に障害者、高齢者等が利用する施設については、2 層であっても EV 設置が求められる。</p>	<p>解説</p> <p>② 「室までの階層移動が一層分のみの場合、エレベーター設置を免除する」という趣旨である(右ページ「■道等までの経路整備が必要な利用居室」参照)。具体的には 2 階建ての保育園や学校等が挙げられる。不特定多数の者が利用する施設、主に障がい者、高齢者等が利用する施設の区分が利用する施設の区分については、P10 を参照。</p>
P76	B 視覚障害者利用円滑化経路の定義 (規則別表 2 1 建築物の表 8 の項第 1 号、第 2 号)	<p>解説</p> <p>視覚障がい者以外の者が同行することが見込まれる用途の建築物を除く。(例：ガソリンスタンド等)</p>	<p>解説</p> <p>—</p>

## (2) 敷地内の通路

頁	整備項目	新	旧								
P78	(1)敷地内の通路の一般基準 (規則別表 2 1 建築物の表 5 の項)	<p style="text-align: center;"><b>望ましい整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋外の通路が長い場合には、50m 程度の間隔で休憩用ベンチを設置する。また、ベンチの隣には、車いす同伴、補助犬随伴を考慮して 150cm×150cm のスペースを設ける。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>望ましい整備</b></p> <p style="text-align: center;">—</p>								
	表面の仕上げ 段の構造	<p style="text-align: center;"><b>望ましい整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主たる出入口に接する部分には、屋根・ひさし又はロードヒーティングなどの消融雪装置を設ける。</li> <li>外階段の手すりは、階段下の踊り場まで設置する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>望ましい整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主たる出入口に接する部分には、屋根・ひさし又は消融雪装置を設ける。</li> </ul>								
	傾斜路の構造	<table border="1"> <thead> <tr> <th>望ましい整備</th> <th>解説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひさしや又はロードヒーティングなどの消融雪装置の設置が望ましいを設置する。</li> <li>傾斜路の下端は、車通行路と交差しなことが望ましいようにする。</li> </ul> </td> <td> <p>「傾斜」とはこう配がある部分のみを、「傾斜路」とはこう配がある部分と踊場部分の全てを指す。</p> <p>こう配 1/50 以下は水平とみなす。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	望ましい整備	解説	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひさしや又はロードヒーティングなどの消融雪装置の設置が望ましいを設置する。</li> <li>傾斜路の下端は、車通行路と交差しなことが望ましいようにする。</li> </ul>	<p>「傾斜」とはこう配がある部分のみを、「傾斜路」とはこう配がある部分と踊場部分の全てを指す。</p> <p>こう配 1/50 以下は水平とみなす。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>望ましい整備</th> <th>解説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひさしや消融雪装置の設置が望ましい。</li> <li>傾斜路の下端は、車通行路と交差しなことが望ましい。</li> </ul> </td> <td> <p>「傾斜」とはこう配がある部分のみを、「傾斜路」とはこう配がある部分と踊場部分の全てを指す。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	望ましい整備	解説	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひさしや消融雪装置の設置が望ましい。</li> <li>傾斜路の下端は、車通行路と交差しなことが望ましい。</li> </ul>	<p>「傾斜」とはこう配がある部分のみを、「傾斜路」とはこう配がある部分と踊場部分の全てを指す。</p>
	望ましい整備	解説									
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひさしや又はロードヒーティングなどの消融雪装置の設置が望ましいを設置する。</li> <li>傾斜路の下端は、車通行路と交差しなことが望ましいようにする。</li> </ul>	<p>「傾斜」とはこう配がある部分のみを、「傾斜路」とはこう配がある部分と踊場部分の全てを指す。</p> <p>こう配 1/50 以下は水平とみなす。</p>									
望ましい整備	解説										
<ul style="list-style-type: none"> <li>ひさしや消融雪装置の設置が望ましい。</li> <li>傾斜路の下端は、車通行路と交差しなことが望ましい。</li> </ul>	<p>「傾斜」とはこう配がある部分のみを、「傾斜路」とはこう配がある部分と踊場部分の全てを指す。</p>										
排水溝	<table border="1"> <thead> <tr> <th>望ましい整備</th> <th>解説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <p>網目タイプの溝ふたにあつては、スリットの幅は 1 cm 以下、ピッチ 1.5 cm 以下、隙間 1 cm 以下とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	望ましい整備	解説		<p>網目タイプの溝ふたにあつては、スリットの幅は 1 cm 以下、ピッチ 1.5 cm 以下、隙間 1 cm 以下とする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>望ましい整備</th> <th>解説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>網目タイプの溝ふたにあつては、スリットの幅は 1 cm 以下とする。</li> </ul> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	望ましい整備	解説	<ul style="list-style-type: none"> <li>網目タイプの溝ふたにあつては、スリットの幅は 1 cm 以下とする。</li> </ul>		
望ましい整備	解説										
	<p>網目タイプの溝ふたにあつては、スリットの幅は 1 cm 以下、ピッチ 1.5 cm 以下、隙間 1 cm 以下とする。</p>										
望ましい整備	解説										
<ul style="list-style-type: none"> <li>網目タイプの溝ふたにあつては、スリットの幅は 1 cm 以下とする。</li> </ul>											
通路の幅	<p style="text-align: center;"><b>整備基準</b></p> <p>(ア) 幅は 140cm 以上 (不特定多数の者が利用し、又は主に障害者、高齢者等が利用するものにあつては 180cm 以上) とする。</p> <p>ただし、床面積の合計が 500 m<sup>2</sup> 未満の建築物にあつては、90cm 以上とすること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>整備基準</b></p> <p>(ア) 幅は 140cm 以上 (不特定多数の者が利用し、又は主に障害者、高齢者等が利用するものにあつては 180cm 以上) とする。</p>									

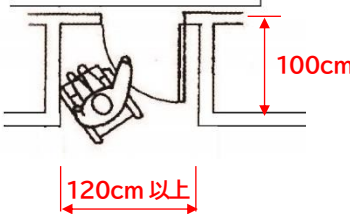
## (2) 敷地内の通路

頁	整備項目	新			旧		
		整備基準	望ましい整備	解説	整備基準	望ましい整備	解説
P79	傾斜路の構造	<p>(ウ) 傾斜路を設ける場合は、次の構造とする。</p> <p>a 幅は、段に代わるものは140cm以上(不特定多数の者が利用し、又は主に障害者、高齢者等が利用するものは180cm以上)、段を併設するものは90cm以上とする。ただし、床面積の合計が500㎡未満の建築物にあっては、90cm以上とすること。</p>	<p>・通路と車路を交差させないことが望ましい。</p>	<p>原則として、歩行者と車の動線を分離する。</p>	<p>(ウ) 傾斜路を設ける場合は、次の構造とする。</p> <p>a 幅は、段に代わるものは140cm以上(不特定多数の者が利用し、又は主に障害者、高齢者等が利用するものは180cm以上)、段を併設するものは90cm以上とする。</p>	<p>・通路と車路を交差させないことが望ましい。</p>	
	<p>■ 利用円滑化経路上の敷地内の通路</p>	<p>(利用者の声追加)</p>  <p>●勾配は20分の1以下 ロードヒーティング設備の場合は12分の1以下 ●幅員140cm以上(不特定多数の者が利用し、又は主に障害者、高齢者等が利用する場合は180cm、段を併設する場合は90cm以上) ●150cm以上 ●高さ50cm以内かつ勾配150cm以上の階差を克服 ●手すりの設置 ●床仕上げは粗面又は滑りにくい材料 ●段上には傾斜路の位置案内標示 ●車いすなどの進行に配慮した溝を設ける ●140cm以上(不特定多数の者が利用し、又は主に障害者、高齢者等が利用する場合は180cm) ●150cm以上</p> <p>●視覚障害者誘導用ブロックを敷設(不特定多数の者が利用し、又は主に障害者等が利用する場合は) ●段上には粗面又は滑りにくい材料 ●傾斜路の位置案内標示 ●車いすなどの進行に配慮した溝を設ける ●140cm以上(不特定多数の者が利用し、又は主に障害者、高齢者等が利用する場合は180cm) ●150cm以上</p> <p>《利用者の声》 ・傾斜が基準以下でも移動距離が長い(昇降高さが高い)場合は、昇降機を設けるなど配慮してほしいです。</p>					
P80	(3)視覚障害者利用円滑化経路上の敷地内の通路(規則別表2-1建築物の表8の項)	<p>解説</p> <p>「視覚障害者利用円滑化経路」は、p76参照。インターホン等の設備が建物の外部に設置されている場合は、そこまでの経路とする。 線状ブロック、音声誘導装置等により誘導する。 ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内を除く。</p>			<p>解説</p> <p>「視覚障害者利用円滑化経路」は、p76参照。インターホン等の設備が建物の外部に設置されている場合は、そこまでの経路とする。 線状ブロック、音声誘導装置等により誘導する。</p>		
	誘導の方法						
	回り段の禁止	<p>整備項目</p> <p>回り段の禁止</p>			<p>整備項目</p> <p>回り段の禁止</p>		

## (2) 敷地内の通路

頁	整備項目	新	旧
P81	<p>■ 視覚障害者利用円滑化経路上の敷地内の通路 (歩道から外部出入口までの誘導、車路に接する部分の整備例)</p>	<p>(階段周りの誘導用ブロックの追加)</p>	

### (3)出入口の構造 (利用円滑化経路上に設置されているものに限る。)

頁	整備項目	新	旧
P82	利用円滑化経路上の出入口の構造 (規則別表2 1 建築物の表 7の項第2号イ)	<p style="text-align: center;"><b>解 説</b></p> <p>車いす使用者用便房の出入口にも適用される。  <span style="color: red;">特定少数の利用であっても、来客などで高齢者・障がい者が利用することが考えられる場合は適用される。</span></p>	<p style="text-align: center;"><b>解 説</b></p> <p>車いす使用者用便房の出入口にも適用される。</p>
	出入口幅	<p style="text-align: center;"><b>整備基準</b></p> <p>ア 外部出入口の幅は内のを90cm以上  <span style="color: red;">(床面積の合計が500㎡未満である建築物にあっては、80cm以上)</span>とし、外部出入口以外の出入口の幅は内のを80cm以上とする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>整備基準</b></p> <p>ア 外部出入口の幅は内のを90cm以上、外部出入口以外の出入口の幅は内のを80cm以上とする。</p>
	戸の構造	<p style="text-align: center;"><b>解 説</b></p> <p>車いす使用者、視覚障がい者等が通過しにくい回転扉等としないことを求めているものである。一般的に自動ドア、引き戸、開き戸の順に使用が容易であるが、重い引き戸や開き戸、開閉のためのスペースのない開き戸や回転扉は使用が難しく、避けるべきである。回転扉等を設ける場合には、それ以外の形式の戸を併設する。  <span style="color: red;">「前後に高低差がない」は、段差2cm以下をさす。</span></p> <p style="text-align: center;"><b>解 説</b></p> <p><span style="color: red;">安全な材種とは、合わせガラス、強化ガラスである。</span></p> <p>全面をガラスにする場合は、視覚障害者の衝突防止のため、目の高さに色や模様で識別できるような措置<span style="color: red;">(衝突防止マークなど)</span>を採る。  <span style="color: red;">目の高さ(110cm~150cm)にステッカー</span></p>	<p style="text-align: center;"><b>解 説</b></p> <p>車いす使用者、視覚障がい者等が通過しにくい回転扉等としないことを求めているものである。一般的に自動ドア、引き戸、開き戸の順に使用が容易であるが、重い引き戸や開き戸、開閉のためのスペースのない引き戸や回転扉は使用が難しく、避けるべきである。回転扉等を設ける場合には、それ以外の形式の戸を併設する。</p> <p style="text-align: center;"><b>解 説</b></p> <p>全面をガラスにする場合は、視覚障害者の衝突防止のため、目の高さに色や模様で識別できるような措置を採る。</p>
P83		<p>■アルコーブの例 <span style="color: red;">追加</span></p>  <p>The diagram illustrates an alcove structure. It shows a hand icon on the left side of a vertical opening. A vertical dimension line on the right indicates a height of 100cm. A horizontal dimension line at the bottom indicates a width of 120cm以上 (120cm or more).</p>	-

(4)廊下その他これに類するもの (以下「廊下等」という。)

頁	整備項目	新		旧	
		整備基準	解説	整備基準	解説
P84	(2)利用円滑化経路上の廊下の構造 (規則別表2 1 建築物の表第7項第2号ア) (規則別表2 1 建築物の表第7項第2号ウ)  廊下幅	(ア) 幅は内をりを140cm以上(床面積の合計が500㎡未満の建築物にあっては、90cm以上)とすること。ただし、廊下等の末端の付近に、及び区間50m以内ごとに車いすが転回できる場所を設ける場合は、120cm以上(床面積の合計が500㎡未満の建築物にあっては、90cm以上)とすることができる。	「内をり140cm」とは、車いすが方向転換できる寸法、「内をり120cm」とは、車いすと横向きの人がすれ違い、車いす、松葉杖使用者が円滑に通過できる寸法である。「廊下等の末端の付近」とは、10m程度を指す。	(ア) 幅は内をりを140cm以上とすること。ただし、廊下等の末端の付近に、及び区間50m以内ごとに車いすが転回できる場所を設ける場合は、120cm以上とすることができる。	「内をり140cm」とは、車いすが方向転換できる寸法、「内をり120cm」とは、車いすと横向きの人がすれ違い、車いす、松葉杖使用者が円滑に通過できる寸法である。
P85	■利用円滑化経路の廊下	<p>(利用者の声追加)</p> <p>《利用者の声》 ・床にカーペットを敷く場合、車いすの操作が重くならないよう毛足の長いものは避けてほしいです。</p> <p>(追加)</p> <p>120cm 120cm 140cmの転回スペースが確保できる</p>			

(5)傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）

頁	整備項目	新	旧
P86	(1)傾斜路一般基準 (規則別表2 1 建築物の表3の項)  手すりの設置	<p style="text-align: center;"><b>解 説</b></p> <p>幅は手すりの内法寸法とする。 手すりは、利き手や片側にまひがある人などを考慮し、傾斜部分の両側に設置しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>解 説</b></p> <p>手すりは、利き手や片側にまひがある人などを考慮し、傾斜部分の両側に設置しなければならない。</p>
	傾斜の識別	<p style="text-align: center;"><b>解 説</b></p> <p>弱視者などの視覚障害者の安全な利用に配慮し、傾斜部分を床と壁の色のコントラストに配慮するなど識別しやすいものとする必要がある。</p>	<p style="text-align: center;"><b>解 説</b></p> <p>弱視者などの視覚障害者の安全な利用に配慮し、傾斜部分を識別しやすいものとする必要がある。</p>
	視覚障害者誘導用ブロックの敷設	<p style="text-align: center;"><b>望ましい整備</b></p> <p>・ 手すり等がない場合には、35cm以上の立ち上がりを設ける。</p>	<p style="text-align: center;"><b>望ましい整備</b></p> <p style="text-align: center;">—</p>
P87	(2)利用円滑化経路上の傾斜路の構造 (規則別表2 1 建築物の表7の項第2号工)  傾斜の幅	<p style="text-align: center;"><b>整備基準</b></p> <p>ア 幅は、階段に代わるものは内りを140cm以上（床面積の合計が500㎡未満の建築物にあっては、90cm以上）、(p84(「4 廊下」)(2)イ(ア)ただし書に該当する廊下等へ接続するものは120cm以上（床面積の合計が500㎡未満の建築物にあっては、90cm以上）とし、階段に併設するものは90cm以上とすること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>整備基準</b></p> <p>ア 幅は、階段に代わるものは内りを140cm以上（p84(「4 廊下」)(2)イ(ア)ただし書に該当する廊下等へ接続するものは120cm以上とし、階段に併設するものは90cm以上とすること。</p>
	こう配	<p style="text-align: center;"><b>解 説</b></p> <p>排水等の横断勾配を考慮し、1/50以下の勾配は水平とみなす。</p>	<p style="text-align: center;"><b>解 説</b></p> <p style="text-align: center;">—</p>

## (6)利用円滑化経路上のエレベーター

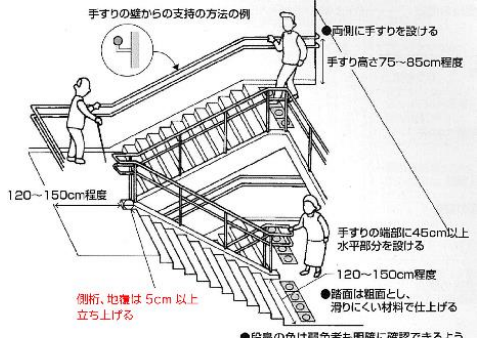
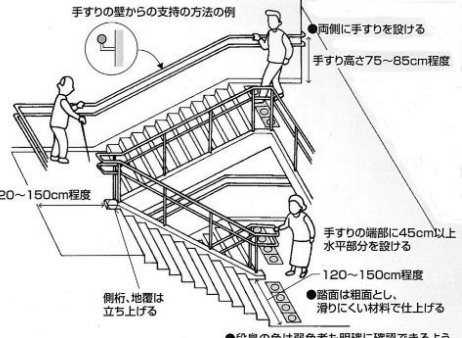
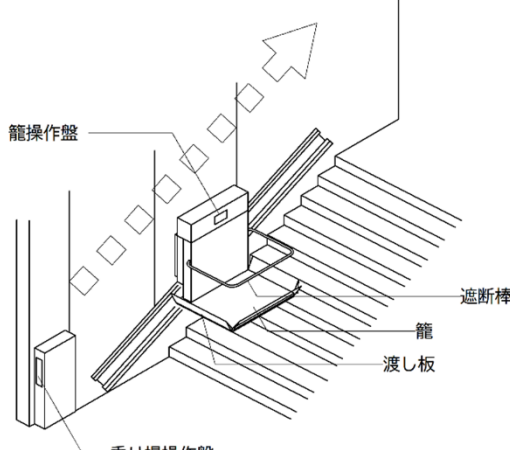
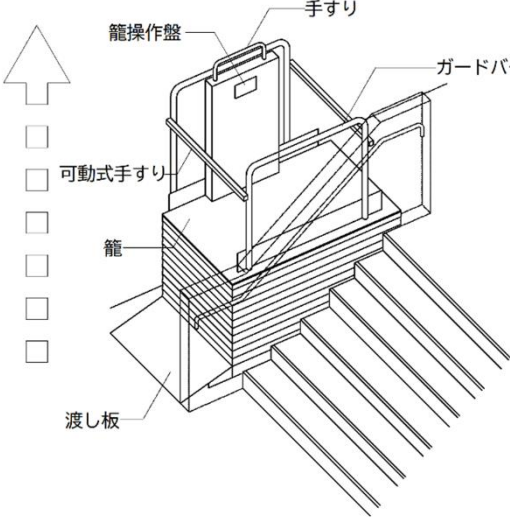
頁	構造	新	旧
P89	かごの大きさ B かごは車いすの転回に支障がない構造とすること。	<p style="text-align: center;"><b>望ましい整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①、③については、間口 140cm 以上、奥行 135cm 以上とする。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>望ましい整備</b></p> <p style="text-align: center;">—</p>
	かごの奥行き E かごの奥行きは、内をりを 135cm 以上とすること。	<p style="text-align: center;"><b>望ましい整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>③、④についても奥行 135cm とする。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>望ましい整備</b></p> <p style="text-align: center;">—</p>
	車いす使用者用の制御装置 G かご内及び乗降口ビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	<p style="text-align: center;"><b>解 説</b></p> <p style="text-align: center;">操作盤は手すりより上 一番上にある階数ボタンの位置は、床面から 110cm を超えないものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>解 説</b></p> <p style="text-align: center;">—</p>
P90	■エレベーター ■平面図		
	■エレベーター出入口(乗り場)		
	■かご内の断面図		



(7)階段

頁	整備項目	新	旧						
P93	(1)階段の一般基準 (規則別表 2 1 建築物の表 2 の 項)	<p style="text-align: center;"><b>解 説</b></p> <p style="text-align: center;">避難の階段、屋外階段は対象外とする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>解 説</b></p> <p style="text-align: center;">—</p>						
	手すりの設置	<p style="text-align: center;"><b>望ましい整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 段と踊場に連続して設置するのが望ましい。</li> <li>・ 外形 4cm 程度の握りやすいものとする。</li> <li>・ 壁とのすきまは 5cm 程度とする。</li> <li>・ 点字により、現在位置を表示すること。</li> <li>・ 端部、踊場などの水平部は 30~45cm 以上手すりを延長するのが望ましい。</li> <li>・ 手すりの取り付け高さは 75~85cm 程度とし、子どもの利用を考慮して 60~65cm 程度のもを併設する。</li> <li>・ 手すりは、幅員が 300cm を超える場合には、中央にも設置する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>望ましい整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 段と踊場に連続して設置するのが望ましい。</li> <li>・ 外形 4cm 程度の握りやすいものとする。</li> <li>・ 壁とのすきまは 5cm 程度とする。</li> <li>・ 点字により、現在位置を表示すること。</li> <li>・ 端部、踊場などの水平部は 30~45cm 以上手すりを延長するのが望ましい。</li> <li>・ 手すりの取り付け高さは 75~85cm 程度とし、子どもの利用を考慮して 60~65cm 程度のもを併設する。</li> </ul>						
	踏面、けあげの 仕様	<p style="text-align: center;"><b>解 説</b></p> <p>弱視者など視覚障がい者に配慮した対応である。 けこみ板がないなど足がひっかかりやすい構造は避ける。 つまづきにくい構造とは、色変え、ノンスリップ、けこみ 2 cm 以下である。</p>	<p style="text-align: center;"><b>解 説</b></p> <p>弱視者など視覚障がい者に配慮した対応である。 けこみ板がないなど足がひっかかりやすい構造は避ける。</p>						
P94	縁端の構造	<p style="text-align: center;"><b>解 説</b></p> <p>松葉杖を落とさないなどの安全上の配慮から設けることが必要である。 杖が落下しないよう、階段の側桁又は地覆を 5cm 以上、立ち上げる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>解 説</b></p> <p>松葉杖を落とさないなどの安全上の配慮から設けることが必要である。</p>						
		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">望ましい整備</th> <th style="width: 50%;">解説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 踏面 30cm 以上、けあげ 15cm 以下、けこみ 2cm 以下が望ましいとする。</li> <li>・ 有効幅員は、松葉杖使用者に配慮し、最低 140cm 以上とすることが望ましい。</li> </ul> </td> <td> <p>「円滑に昇降できるもの」とは、以下をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 踏面 26 cm 以上</li> <li>・ けあげ 16 cm 以下</li> <li>・ けこみ 2 cm 以下</li> <li>・ 幅 120 cm 以上</li> </ul> <p>有効幅員は、手すりが設けられた場合にあつては、手すりの幅が 10cm を限度として、ないものとみなして算定することができる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	望ましい整備	解説	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 踏面 30cm 以上、けあげ 15cm 以下、けこみ 2cm 以下が望ましいとする。</li> <li>・ 有効幅員は、松葉杖使用者に配慮し、最低 140cm 以上とすることが望ましい。</li> </ul>	<p>「円滑に昇降できるもの」とは、以下をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 踏面 26 cm 以上</li> <li>・ けあげ 16 cm 以下</li> <li>・ けこみ 2 cm 以下</li> <li>・ 幅 120 cm 以上</li> </ul> <p>有効幅員は、手すりが設けられた場合にあつては、手すりの幅が 10cm を限度として、ないものとみなして算定することができる。</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">望ましい整備</th> <th style="width: 50%;">解説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 踏面 26~30cm 程度、けあげ 16cm 以下、けこみ 2cm 以下が望ましい。</li> <li>・ 幅は、松葉杖使用者に配慮し、最低 120cm とすることが望ましい。</li> </ul> </td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>	望ましい整備	解説
望ましい整備	解説								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 踏面 30cm 以上、けあげ 15cm 以下、けこみ 2cm 以下が望ましいとする。</li> <li>・ 有効幅員は、松葉杖使用者に配慮し、最低 140cm 以上とすることが望ましい。</li> </ul>	<p>「円滑に昇降できるもの」とは、以下をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 踏面 26 cm 以上</li> <li>・ けあげ 16 cm 以下</li> <li>・ けこみ 2 cm 以下</li> <li>・ 幅 120 cm 以上</li> </ul> <p>有効幅員は、手すりが設けられた場合にあつては、手すりの幅が 10cm を限度として、ないものとみなして算定することができる。</p>								
望ましい整備	解説								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 踏面 26~30cm 程度、けあげ 16cm 以下、けこみ 2cm 以下が望ましい。</li> <li>・ 幅は、松葉杖使用者に配慮し、最低 120cm とすることが望ましい。</li> </ul>	—								
(2)利用円滑化経路上の段差の解消 (規則別表 2 1 建築物の表 7 の項第 2 号ア)	<p style="text-align: center;"><b>解説</b></p> <p style="text-align: center;">必要に応じて段差解消機を設置する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>解説</b></p> <p style="text-align: center;">—</p>							

## (7)階段

頁	整備項目	新	旧
P94	<p>■ 階段の構造</p> <p>■ 各部の整備例</p>	<p>手すりの壁からの支持の方法の例</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>● 両側に手すりを設ける</li> <li>● 手すり高さ75~85cm程度</li> <li>● 手すりの端部に45cm以上水平部分を設ける</li> <li>● 120~150cm程度</li> <li>● 踏面は粗面とし、滑りにくい材料で仕上げる</li> <li>● 段鼻の色は弱色者も明確に確認できるよう配慮することにより段は識別しやすくし、かつ、つまずきにくい構造</li> </ul> <p>側桁、地覆は5cm以上立ち上げる</p>	<p>手すりの壁からの支持の方法の例</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>● 両側に手すりを設ける</li> <li>● 手すり高さ75~85cm程度</li> <li>● 手すりの端部に45cm以上水平部分を設ける</li> <li>● 120~150cm程度</li> <li>● 踏面は粗面とし、滑りにくい材料で仕上げる</li> <li>● 段鼻の色は弱色者も明確に確認できるよう配慮することにより段は識別しやすくし、かつ、つまずきにくい構造</li> </ul> <p>側桁、地覆は立ち上げる</p>
P95	<p>■ 段差解消機の設置例</p>	<p>斜向型段差解消機</p>  <p>籠操作盤</p> <p>遮断棒</p> <p>籠</p> <p>渡し板</p> <p>乗り場操作盤</p> <p>(※障害物検知装置を設置した場合には、壁又は囲いは設けなくてよい)</p> <p>鉛直型段差解消機</p>  <p>籠操作盤</p> <p>手すり</p> <p>ガードバー</p> <p>可動式手すり</p> <p>籠</p> <p>渡し板</p>	<p>—</p>

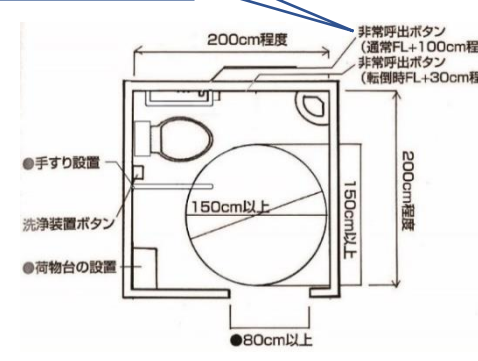
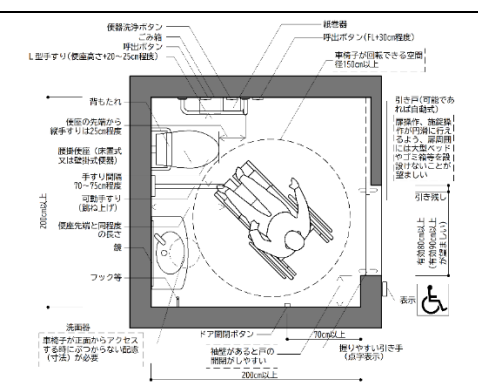
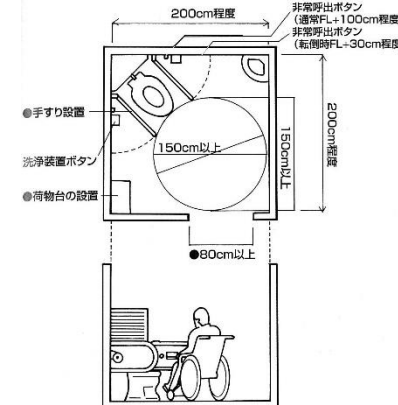
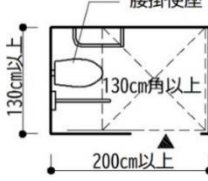
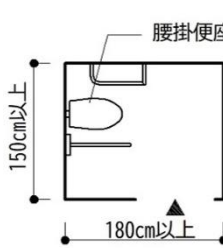
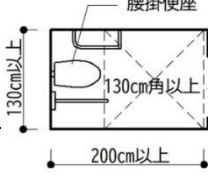
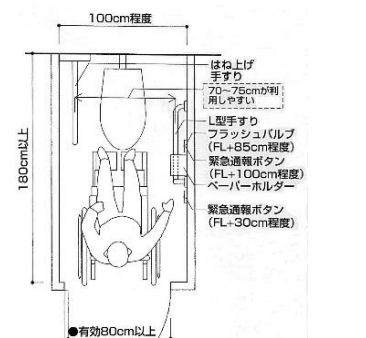
(8)便所（客室に設けるものを除く。）（規則別表 2 1 建築物の表 4 の項）

頁	整備項目	新	旧								
P96	(1)便所の構造	<p style="text-align: center;"><b>整備基準</b></p> <p>ア 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所。以下(1)において同じ。)内に、車いす使用者が円滑に利用できる便房(車いす使用者用便房)を1以上設けること。</p> <p>イ 便所内に、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置を備えた便房を1以上設けること(床面積の合計が2,000㎡未満のものを除く。)</p>	<p style="text-align: center;"><b>整備基準</b></p> <p>ア 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所。以下(1)において同じ。)内に、車いす使用者が円滑に利用できる便房(車いす使用者用便房)を1以上設けること。</p>								
	出入口の表示	<table border="1"> <thead> <tr> <th>整備基準</th> <th>望ましい整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ウ 便所の出入口又はその付近に、車いす使用者用便房が設けられている旨を見やすい方法により表示すること。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>出入口表示は、通路の離れたところから見やすいように工夫する。</li> <li>多数の視覚障害者が利用する施設の便所では、男子用・女子用・多機能の位置を音声で案内する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	整備基準	望ましい整備	ウ 便所の出入口又はその付近に、車いす使用者用便房が設けられている旨を見やすい方法により表示すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>出入口表示は、通路の離れたところから見やすいように工夫する。</li> <li>多数の視覚障害者が利用する施設の便所では、男子用・女子用・多機能の位置を音声で案内する。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>整備基準</th> <th>望ましい整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 便所の出入口又はその付近に、車いす使用者用便房が設けられている旨を見やすい方法により表示すること。</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>	整備基準	望ましい整備	イ 便所の出入口又はその付近に、車いす使用者用便房が設けられている旨を見やすい方法により表示すること。	—
	整備基準	望ましい整備									
	ウ 便所の出入口又はその付近に、車いす使用者用便房が設けられている旨を見やすい方法により表示すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>出入口表示は、通路の離れたところから見やすいように工夫する。</li> <li>多数の視覚障害者が利用する施設の便所では、男子用・女子用・多機能の位置を音声で案内する。</li> </ul>									
	整備基準	望ましい整備									
イ 便所の出入口又はその付近に、車いす使用者用便房が設けられている旨を見やすい方法により表示すること。	—										
床面の設計	<p style="text-align: center;"><b>整備基準</b></p> <p>エ 便所内に段を設けないこと。</p> <p>オ 床面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>整備基準</b></p> <p>ウ 便所内に段を設けないこと。</p> <p>エ 床面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p>									
腰掛便座の設計	<p style="text-align: center;"><b>望ましい整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>座面の高さは、40～45cm程度とする。</li> <li>手すりの高さは65～70cm程度とする。</li> <li>出入口付近で、かつ便器まで直進できる位置に設ける。</li> <li>設備のレイアウトを左右非対称にし、便器へのアクセスを右側・左側からのどちらでも選択できるようにする。</li> <li>便器横の移乗スペースは、80cm以上確保する。</li> <li>手すりの間隔は、70～75cmとする。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>望ましい整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>座面の高さは、40～45cm程度とする。</li> <li>手すりの高さは65～70cm程度とする。</li> <li>出入口付近で、かつ便器まで直進できる位置に設ける。</li> </ul>									
便房内の空間	<p style="text-align: center;"><b>整備基準</b></p> <p>ウ 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保すること。</p> <p>ただし、床面積の合計が500㎡未満である建築物については、車いす使用者が円滑に利用し得る空間が確保されていること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>整備基準</b></p> <p>ウ 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保すること。</p>									

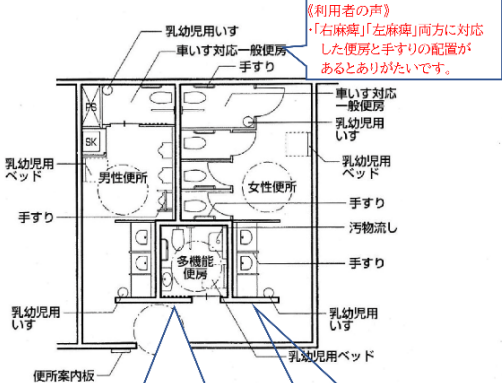
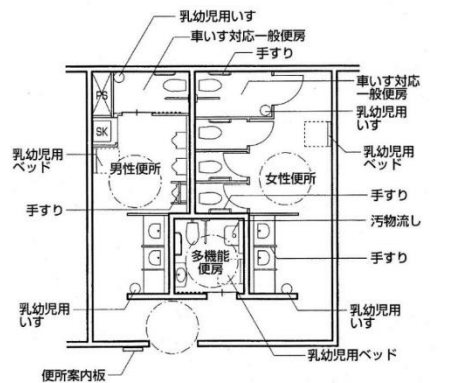

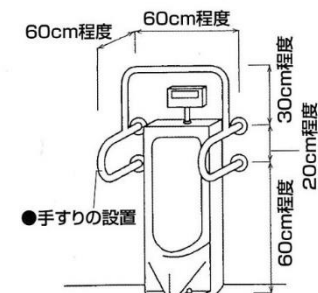
(8)便所（客室に設けるものを除く。）（規則別表 2 1 建築物の表 4 の項）

頁	整備項目	新		旧									
P97	洗浄装置の構造	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="405 277 956 324">望ましい整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="405 324 956 562"> <ul style="list-style-type: none"> <li>腰掛けのまま操作できる位置で、両側に設けることが望ましい。</li> <li>洗浄ボタンと非常呼び出しボタンが区別しやすいように位置を離したり、配色を工夫する。</li> <li>洗浄装置の表示板などでは、点字や浮彫り文字、触覚記号等による表示を行う。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		望ましい整備		<ul style="list-style-type: none"> <li>腰掛けのまま操作できる位置で、両側に設けることが望ましい。</li> <li>洗浄ボタンと非常呼び出しボタンが区別しやすいように位置を離したり、配色を工夫する。</li> <li>洗浄装置の表示板などでは、点字や浮彫り文字、触覚記号等による表示を行う。</li> </ul>		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="975 277 1468 324">望ましい整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="975 324 1468 562"> <ul style="list-style-type: none"> <li>腰掛けのまま操作できる位置で、両側に設けることが望ましい。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		望ましい整備		<ul style="list-style-type: none"> <li>腰掛けのまま操作できる位置で、両側に設けることが望ましい。</li> </ul>	
望ましい整備													
<ul style="list-style-type: none"> <li>腰掛けのまま操作できる位置で、両側に設けることが望ましい。</li> <li>洗浄ボタンと非常呼び出しボタンが区別しやすいように位置を離したり、配色を工夫する。</li> <li>洗浄装置の表示板などでは、点字や浮彫り文字、触覚記号等による表示を行う。</li> </ul>													
望ましい整備													
<ul style="list-style-type: none"> <li>腰掛けのまま操作できる位置で、両側に設けることが望ましい。</li> </ul>													
	非常警報装置の設置	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="405 629 673 676">望ましい整備</th> <th data-bbox="673 629 956 676">解説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="405 676 673 969"> <ul style="list-style-type: none"> <li>転倒した場合にも利用できる位置に設置することが望ましい。</li> <li>非常警報装置の点滅ライトが見えやすい、背景の色を考慮する。</li> </ul> </td> <td data-bbox="673 676 956 969"> <p>「転倒した場合にも利用できる位置」とは、床から 30cm 程度。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		望ましい整備	解説	<ul style="list-style-type: none"> <li>転倒した場合にも利用できる位置に設置することが望ましい。</li> <li>非常警報装置の点滅ライトが見えやすい、背景の色を考慮する。</li> </ul>	<p>「転倒した場合にも利用できる位置」とは、床から 30cm 程度。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="975 629 1228 676">望ましい整備</th> <th data-bbox="1228 629 1468 676">解説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="975 676 1228 969"> <ul style="list-style-type: none"> <li>転倒した場合にも利用できる位置に設置することが望ましい。</li> </ul> </td> <td data-bbox="1228 676 1468 969"></td> </tr> </tbody> </table>		望ましい整備	解説	<ul style="list-style-type: none"> <li>転倒した場合にも利用できる位置に設置することが望ましい。</li> </ul>	
望ましい整備	解説												
<ul style="list-style-type: none"> <li>転倒した場合にも利用できる位置に設置することが望ましい。</li> <li>非常警報装置の点滅ライトが見えやすい、背景の色を考慮する。</li> </ul>	<p>「転倒した場合にも利用できる位置」とは、床から 30cm 程度。</p>												
望ましい整備	解説												
<ul style="list-style-type: none"> <li>転倒した場合にも利用できる位置に設置することが望ましい。</li> </ul>													
	その他の設備	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="405 1010 619 1057">整備基準</th> <th data-bbox="619 1010 956 1057">望ましい整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="405 1057 619 2016"> <p>カ 荷物台が適切に配置されていること。 ただし、床面積の合計が 500㎡未満である建築物に設けるものにあつては、この限りでない。</p> <p>キ 出入口の戸には、施錠及び開錠が容易な施錠装置を設けること。</p> </td> <td data-bbox="619 1057 956 2016"> <ul style="list-style-type: none"> <li>手荷物をかけるフックを、車いすの支障とならず、かつ手の届くところに設けることが望ましい。</li> <li>便房内に手洗い器を設ける。</li> <li>ペーパーホルダーは便器の両側に設置する。</li> <li>手が不自由、又はペーパーでは不十分な病状の人のため、温水洗浄器を設置する。</li> <li>サニタリーボックス（汚物入れ）は車いす使用者便房に限らず、一般の男性用トイレにも設ける。</li> <li>多機能便房内には、音声案内を設ける。</li> <li>便房の戸には、使用中か否かを大きく分かりやすく表示する。</li> <li>車いす使用者用便房では、排泄介助が必要な障害のある児童、成人等の脱衣等に使う大型ベッド（ユニバーサルシート）を設ける。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		整備基準	望ましい整備	<p>カ 荷物台が適切に配置されていること。 ただし、床面積の合計が 500㎡未満である建築物に設けるものにあつては、この限りでない。</p> <p>キ 出入口の戸には、施錠及び開錠が容易な施錠装置を設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手荷物をかけるフックを、車いすの支障とならず、かつ手の届くところに設けることが望ましい。</li> <li>便房内に手洗い器を設ける。</li> <li>ペーパーホルダーは便器の両側に設置する。</li> <li>手が不自由、又はペーパーでは不十分な病状の人のため、温水洗浄器を設置する。</li> <li>サニタリーボックス（汚物入れ）は車いす使用者便房に限らず、一般の男性用トイレにも設ける。</li> <li>多機能便房内には、音声案内を設ける。</li> <li>便房の戸には、使用中か否かを大きく分かりやすく表示する。</li> <li>車いす使用者用便房では、排泄介助が必要な障害のある児童、成人等の脱衣等に使う大型ベッド（ユニバーサルシート）を設ける。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="975 1010 1189 1057">整備基準</th> <th data-bbox="1189 1010 1468 1057">望ましい整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="975 1057 1189 2016"> <p>カ 荷物台が適切に配置されていること。</p> <p>キ 出入口の戸には、施錠及び開錠が容易な施錠装置を設けること。</p> </td> <td data-bbox="1189 1057 1468 2016"> <ul style="list-style-type: none"> <li>手荷物をかけるフックを、車いすの支障とならず、かつ手の届くところに設けることが望ましい。</li> <li>便房内に手洗い器を設ける。</li> <li>ペーパーホルダーは便器の両側に設置する。</li> <li>手が不自由、又はペーパーでは不十分な病状の人のため、温水洗浄器を設置する。</li> <li>汚物入れは手の届く範囲に一般より大きいものを設ける。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		整備基準	望ましい整備	<p>カ 荷物台が適切に配置されていること。</p> <p>キ 出入口の戸には、施錠及び開錠が容易な施錠装置を設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手荷物をかけるフックを、車いすの支障とならず、かつ手の届くところに設けることが望ましい。</li> <li>便房内に手洗い器を設ける。</li> <li>ペーパーホルダーは便器の両側に設置する。</li> <li>手が不自由、又はペーパーでは不十分な病状の人のため、温水洗浄器を設置する。</li> <li>汚物入れは手の届く範囲に一般より大きいものを設ける。</li> </ul>
整備基準	望ましい整備												
<p>カ 荷物台が適切に配置されていること。 ただし、床面積の合計が 500㎡未満である建築物に設けるものにあつては、この限りでない。</p> <p>キ 出入口の戸には、施錠及び開錠が容易な施錠装置を設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手荷物をかけるフックを、車いすの支障とならず、かつ手の届くところに設けることが望ましい。</li> <li>便房内に手洗い器を設ける。</li> <li>ペーパーホルダーは便器の両側に設置する。</li> <li>手が不自由、又はペーパーでは不十分な病状の人のため、温水洗浄器を設置する。</li> <li>サニタリーボックス（汚物入れ）は車いす使用者便房に限らず、一般の男性用トイレにも設ける。</li> <li>多機能便房内には、音声案内を設ける。</li> <li>便房の戸には、使用中か否かを大きく分かりやすく表示する。</li> <li>車いす使用者用便房では、排泄介助が必要な障害のある児童、成人等の脱衣等に使う大型ベッド（ユニバーサルシート）を設ける。</li> </ul>												
整備基準	望ましい整備												
<p>カ 荷物台が適切に配置されていること。</p> <p>キ 出入口の戸には、施錠及び開錠が容易な施錠装置を設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手荷物をかけるフックを、車いすの支障とならず、かつ手の届くところに設けることが望ましい。</li> <li>便房内に手洗い器を設ける。</li> <li>ペーパーホルダーは便器の両側に設置する。</li> <li>手が不自由、又はペーパーでは不十分な病状の人のため、温水洗浄器を設置する。</li> <li>汚物入れは手の届く範囲に一般より大きいものを設ける。</li> </ul>												

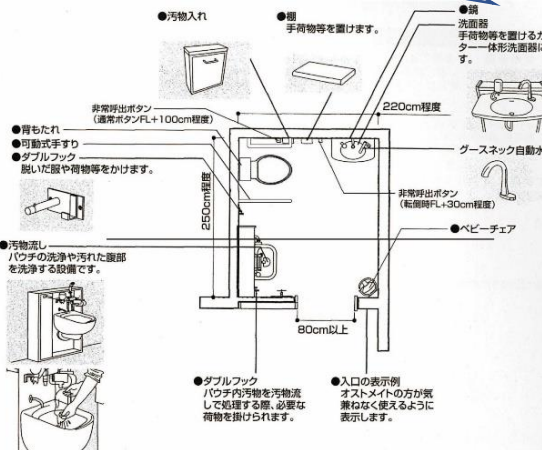
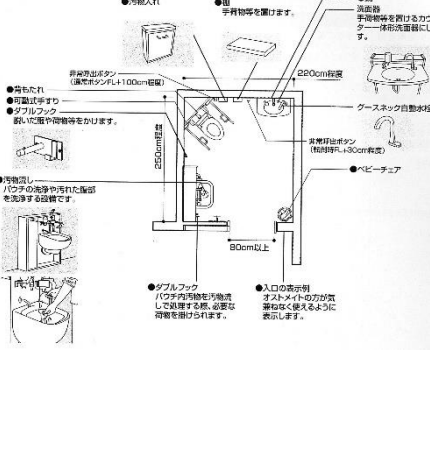
(8) 便所 (客室に設けるものを除く。) (規則別表 2 1 建築物の表 4 の項)

頁	整備項目	新	旧
P97	オストメイト対応の設備	<p style="text-align: center;"><b>整備基準</b></p> <p>(再掲)</p> <p>(1)</p> <p>イ 便所内に、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置を備えた便房を1以上設けること(床面積の合計が2,000㎡未満のものを除く。)</p> <p>ク 旅客施設や床面積の合計が5,000㎡以上の建築物に設ける車いす使用者用便房(不特定多の者が利用するものに限る。)の1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置を設けること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>整備基準</b></p> <p>ク 旅客施設や床面積の合計が5,000㎡以上の建築物に設ける車いす使用者用便房(不特定多の者が利用するものに限る。)の1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置を設けること。</p>
P98	<p>■ 便房の例 1 (車いす使用者の利用に十分な空間の確保)</p>	<p>《利用者の声》 ・ひも式より押しボタン式が使いやすいと思います。</p>  	
	<p>■ 便房の例 2 (車いす使用者が利用できる空間の確保)</p>	  	

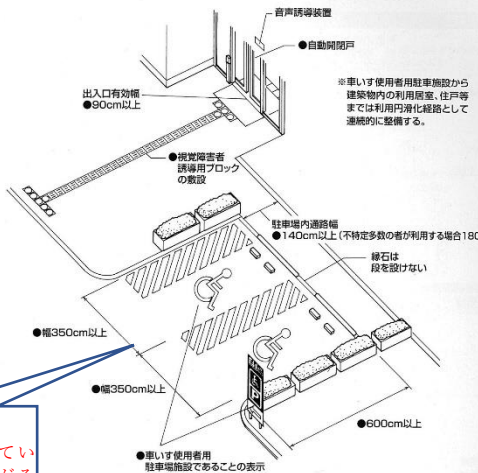
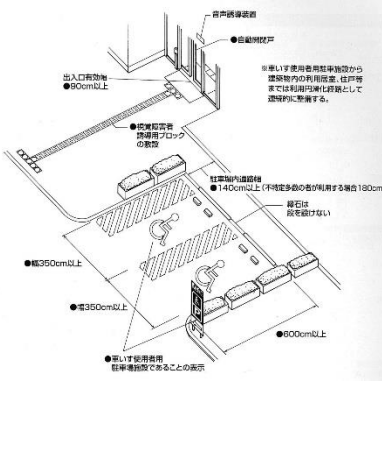
(8) 便所 (客室に設けるものを除く。) (規則別表 2 1 建築物の表 4 の項)

頁	整備項目	新	旧								
P98	<p>■ 便所</p>	 <p>《利用者の声》 「右麻痺」「左麻痺」両方に対応した便房と手すりの配置があるとうれしいです。</p> <p>《利用者の声》 ・出入口の表示を解りやすくだけでなく、男女でレイアウトを変える、各階の配置をそろえるなどして使いやすくしてほしいです。 ・多くの方が利用するホールなどでは、トイレとホールの距離に配慮してほしいです。 ・各階の案内板には、トイレの配置(手すりがどちら側についているかなど)が示されているとわかりやすいです。</p> <p>《利用者の声》 ・多目的トイレを設ける場合、誰もが使いやすい場所(男女が共用できる独立した場所)に整備してほしいです。 ・一般のトイレを利用できる方は一般のトイレを利用するよう心がけてほしいです。</p>									
	<p>■ 床置き式小便器と手すりの設置例</p>	 <p>● 手すりの設置</p> <p>受け口の高さ 35cm 程度</p>	 <p>● 手すりの設置</p>								
P99	(3) 男子用小便器の構造	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="411 1323 719 1368">整備基準</th> <th data-bbox="719 1323 930 1368">解説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="411 1368 719 1659">(3) 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、その1以上に、手すりが適切に配置された床置き式の小便器その他これに類する小便器を1以上設けなければならない。</td> <td data-bbox="719 1368 930 1659"> <p>松葉杖使用者、高齢者等の利用に配慮し、手すりを設けることとしている。</p> <p>小便器の受け口の高さは35cmとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	整備基準	解説	(3) 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、その1以上に、手すりが適切に配置された床置き式の小便器その他これに類する小便器を1以上設けなければならない。	<p>松葉杖使用者、高齢者等の利用に配慮し、手すりを設けることとしている。</p> <p>小便器の受け口の高さは35cmとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="962 1323 1270 1368">整備基準</th> <th data-bbox="1270 1323 1477 1368">解説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="962 1368 1270 1659">(3) 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、その1以上に、手すりが適切に配置された床置き式の小便器その他これに類する小便器を1以上この</td> <td data-bbox="1270 1368 1477 1659"> <p>松葉つえ使用者、高齢者等の利用に配慮し、手すりを設けることとしている。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	整備基準	解説	(3) 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、その1以上に、手すりが適切に配置された床置き式の小便器その他これに類する小便器を1以上この	<p>松葉つえ使用者、高齢者等の利用に配慮し、手すりを設けることとしている。</p>
整備基準	解説										
(3) 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、その1以上に、手すりが適切に配置された床置き式の小便器その他これに類する小便器を1以上設けなければならない。	<p>松葉杖使用者、高齢者等の利用に配慮し、手すりを設けることとしている。</p> <p>小便器の受け口の高さは35cmとする。</p>										
整備基準	解説										
(3) 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、その1以上に、手すりが適切に配置された床置き式の小便器その他これに類する小便器を1以上この	<p>松葉つえ使用者、高齢者等の利用に配慮し、手すりを設けることとしている。</p>										
	(5) 乳児用いす、乳児用ベッドの設置	<p>解説</p> <p>女性用便所だけでなく、男性用便所にも設ける必要がある。</p> <p>乳児用ベッドは戸の開閉に支障のない配置とする。</p>	<p>解説</p> <p>女性用便所だけでなく、男性用便所にも設ける必要がある。</p>								

**(8) 便所 (客室に設けるものを除く。) (規則別表 2 1 建築物の表 4 の項)**

頁	整備項目	新	旧
P100	<p>■ オストメイト対応の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の声追加</li> <li>・便房、手すりの配置変更</li> </ul>	<p>《利用者の声》 ・オストメイト対応トイレでは、全身が確認できる大きな鏡があると使いやすいです。</p> 	

**(9) 駐車場 (規則別表 2 1 建築物の表 6 の項)**

頁	整備項目	新	旧
P101	<p>(2) 車いす使用者用駐車施設の構造</p> <p>幅・奥行き</p>	<p>望ましい整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)以外に、歩行が困難でも幅の広い区画を必要としない人のために、幅の広い区画に加えて、施設の出入口に近い3.5m未満の幅の駐車区画を設ける。</li> </ul>	<p>望ましい整備</p> <p>—</p>
P102	<p>■ 車いす使用者用駐車施設</p> <p>■ 車いす使用者駐車施設の整備例</p> <p>《利用者の声》 ・一般の車両が駐車して利用できないことがあるので、マナーを守って利用してほしいです。</p>		

(10)エスカレーター (規則別表2 1 建築物の表9の項)

頁	整備項目	新	旧
P103	乗降口での手すりの設置	<p style="text-align: center;"><b>解 説</b></p> <p>歩行困難者の場合、移動手すりの動きに足がついていけず転倒することがあるので、乗降口には<b>移動手すりの先端から長さ100cm以上</b>の固定手すりを移動手すりに連続して設ける。</p> <p style="color: red;">固定手すりの高さは、80～110cmで、ハンドレールの高さに合わせる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>解 説</b></p> <p>歩行困難者の場合、移動手すりの動きに足がついていけず転倒することがあるので、乗降口には長さ100cm以上の固定手すりを移動手すりに連続して設ける。</p>
	縁の表示	<p style="text-align: center;"><b>望ましい整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 縁の色はできれば黄色とする。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>望ましい整備</b></p> <p style="text-align: center;">—</p>
P104	<p>■ エスカレーターの整備</p> <p>■ エスカレーターの整備例</p>		
	■ ステップ部の縁取りの例		



(11)洗面所（規則別表 2 1 建築物の表 1 0 の項）

頁	整備項目	新		旧	
P105	洗面器の高さ	<p style="text-align: center;"><b>望ましい整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鏡は洗面器上端から 100cm 以上の高さとする。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>解説</b></p> <p>高さは 75cm 程度とする。 洗面器の下部に高さ 65cm、奥行き 55cm 程度の空間を設ける。 鏡は洗面器上端から設置する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>望ましい整備</b></p> <p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;"><b>解説</b></p> <p>高さは 75cm 程度とする。</p>
	水栓器具の配慮	<p style="text-align: center;"><b>解説</b></p> <p>手すりは両側手すりとする。 水栓器具は、レバー式、光感知式等操作の容易なものとする。 ウと工は、必ずしも同じ場所でなくともよい。</p>		<p style="text-align: center;"><b>解説</b></p> <p>水栓器具は、レバー式、光感知式等操作の容易なものとする。</p>	

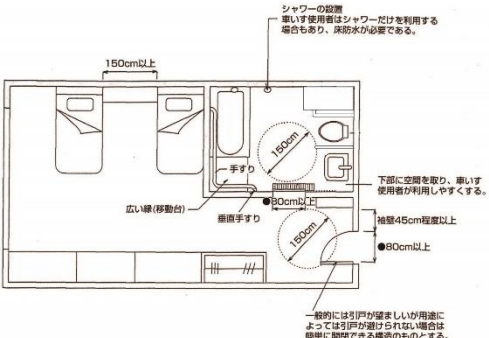
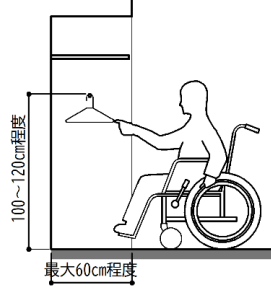
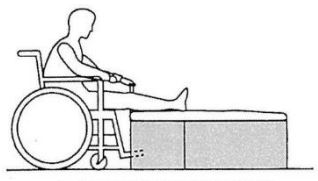
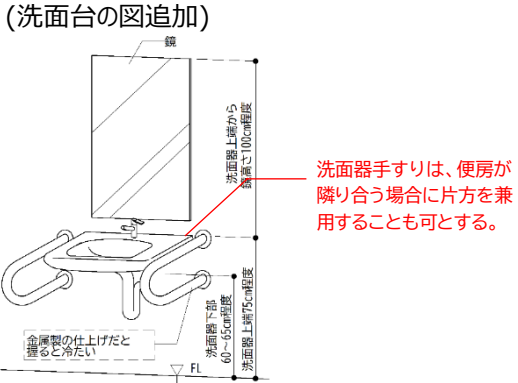
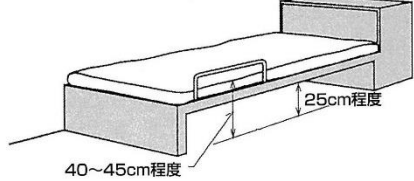
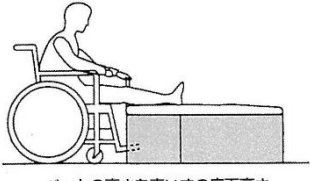
(12)浴室、シャワー室、脱衣室及び更衣室（以下「浴室等」という。）（規則別表2 1 建築物の表11の項）

頁	整備項目	新	旧
P107	浴槽の高さ	<p>解 説</p> <p>安全な利用に配慮した縁の高さを、50cm以下とする。</p>	<p>解 説</p> <p>—</p>
	椅子等の設置	<p>解 説</p> <p>いすとは、シャワー用車いす、ポータブルシャワーチェア、壁掛け式折り畳みいすが想定される。</p>	<p>解 説</p> <p>—</p>
	水栓器具	<p>解 説</p> <p>水栓はレバータイプが使いやすい。安全のためやけど防止機能付き、あるいはサーモスタット制御のバルブがあること。</p>	<p>解 説</p> <p>—</p>
	脱衣ベンチの設置	<p>解 説</p> <p>脱衣ベンチとは、アクセシブルなベンチやベッドを指す。</p>	<p>解 説</p> <p>—</p>
	その他	<p>望ましい整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>更衣室は、男女別ともに異性介助が可能な共用更衣室を設ける。</li> <li>男女それぞれの更衣室に、多機能トイレを用意する。</li> <li>非常用ボタンを設置し、点字表示を併用することが望ましい。</li> <li>ロッカーの高さは、車いす使用者に配慮し、下部には車いすのフットレストが入るスペースを確保する。</li> <li>脱衣ロッカーは、補装具(義手・義足・杖など)を入れるため、大きめのものを設ける。</li> </ul>	<p>望ましい整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用ボタンを設置し、点字表示を併用することが望ましい。</li> <li>ロッカーの高さは、車いす使用者に配慮し、下部には車いすのフットレストが入るスペースを確保する。</li> <li>脱衣ロッカーは、補装具(義手・義足・つえなど)を入れるため、大きめのものを設ける</li> </ul>
P108	■ 車いす使用者に対応した浴室	<p>車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保引き残し</p> <p>180cm以上</p> <p>ベンチ</p> <p>● 出入口有効幅 80cm以上</p> <p>● 通行の際に支障となる段を設けない</p> <p>● 縦手すり</p> <p>● 横手すり</p> <p>60cm程度</p> <p>50cm 以下</p>	<p>車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保引き残し</p> <p>180cm以上</p> <p>ベンチ</p> <p>● 出入口有効幅 80cm以上</p> <p>● 通行の際に支障となる段を設けない</p> <p>● 縦手すり</p> <p>● 横手すり</p> <p>60cm程度</p>

(13)客室（規則別表 2 1 建築物の表 1 2 の項）

頁	整備項目	新		旧	
P109	(1)客室の構造	<b>整備基準</b> (1) 宿泊施設(床面積の合計が 2,000 m <sup>2</sup> 未満のものを除く。)であって、客室の総数が 50 室以上のものに設ける客室のうち、当該客室の総数に 100 分の 1 を乗じて得た数(その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上は、次に掲げるものでなければならない。		<b>整備基準</b> (1) 宿泊施設(床面積の合計が 3,000 m <sup>2</sup> 未満のものを除く。)に設ける客室のうち 1 以上は、次の構造とすること。	
	室内の空間	<b>望ましい整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>ベッドの高さは、車いす使用者にも使いやすい 40～45cm 程度とする。</li> <li>床は滑りにくい仕上げとし、毛足の長いじゅうたんなどは避ける。</li> <li>クローゼット内のハンガーは、床面から 120cm 程度の低位置で利用できるハンガーパイプを取り付ける。</li> </ul>	<b>解説</b> 客室は様々な平面計画が想定されるため、空間(床面積)の具体的数値等を規定していないが、車いすが転回できるスペースを確保するなど、配慮が必要である。 ベッド片側の通路は最低 80cm 確保することを想定する。	<b>望ましい整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>ベッドの高さは、車いす使用者に配慮する。</li> <li>床は滑りにくい仕上げとし、毛足の長いじゅうたんなどは避ける。</li> </ul>	<b>解説</b> 客室は様々な平面計画が想定されるため、空間(床面積)の具体的数値等を規定していないが、車いすが転回できるスペースを確保するなど、配慮が必要である。
	出入口の構造	<b>望ましい整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>85cm 以上とする。</li> </ul>	<b>解説</b> 「容易に開閉して通過できる」とは、U字型レバータイプ、プッシュプルハンドルなど操作しやすいハンドルなどが考えられる。	<b>望ましい整備</b> —	<b>解説</b> —
	スイッチ類	<b>望ましい整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>スイッチ類は、床面から 85～120cm 程度で、なるべく低い位置に設置する。</li> <li>照明はベッド上からでも操作できるよう配慮する。</li> <li>スタンド/ランプのスイッチはわかりやすい場所にあり、細かい指の動きに支障があるなど巧緻障害のある人でも操作できる構造・作りであるとともに、操作方法やオン・オフの状態もわかりやすいものとする。</li> </ul>		<b>望ましい整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>照明はベッド上からでも操作できるよう配慮する。</li> </ul>	
	便所の構造	<b>解説</b> 洗面器の手すりと便房の手すりは、隣り合う場合に兼用することも可とする。		<b>解説</b> —	

(13)客室 (規則別表 2 1 建築物の表 1 2 の項)

頁	整備項目	新	旧
P110	聴覚障がい者及び視覚障がい者への配慮	<p style="text-align: center;"><b>解 説</b></p> <p>聴覚障がい者への配慮として、非常時連絡用のフラッシュライトなど聴覚障がい者用屋内信号装置、点滅灯・音量増幅装置付き電話機を設置する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>解 説</b></p> <p>聴覚障がい者への配慮として、非常時連絡用の聴覚障がい者用屋内信号装置、点滅灯・音量増幅装置付き電話機を設置する。</p>
P111	■客室の整備	<p>(トイレ、手すりの位置変更)</p>  <p>(クローゼットの図に差替え)</p>  <p>クローゼット内のハンガーは、床面から120cm程度</p>  <p>ベッドの高さを車いすの座面高さに合わせる (約40cm~45cm) のが望ましい。</p> <p>(洗面台の図追加)</p>  <p>洗面器手すりは、便房が隣り合う場合に片方を兼用することも可とする。</p>	  <p>ベッドの高さを車いすの座面高さに合わせる (約40cm~45cm)</p>

**(14)観覧席及び客室（以下「観覧席等」という。）（規則別表2 1 建築物の表13の項）**

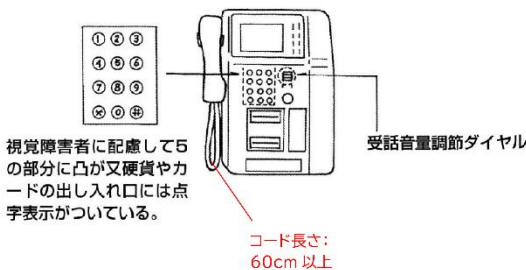
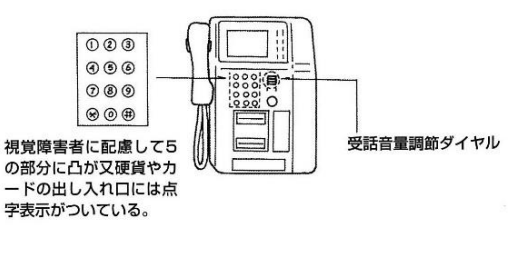
頁	整備項目	新	旧
P112	(1)車いす使用者用席の設置	<p style="text-align: center;"><b>望ましい整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同伴者席は、車いす使用者用席・観覧席に隣接して設ける。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>望ましい整備</b></p> <p style="text-align: center;">—</p>

**(15)緊急避難施設**

頁	整備項目	新	旧
P114	緊急避難施設の構造	<p style="text-align: center;"><b>望ましい整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急避難施設ではない公共的施設でも、非常警報装置は、光、文字、音声等の設備を併設し、火災報知と連動したものとする。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>望ましい整備</b></p> <p style="text-align: center;">—</p>

**(16)造作・機器**

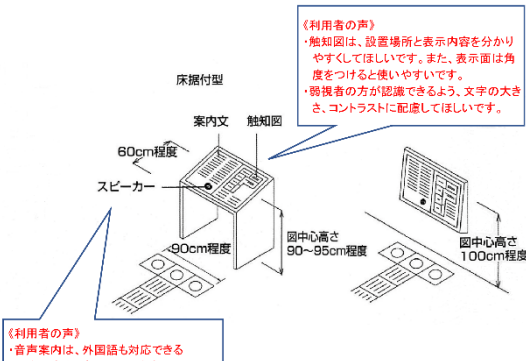
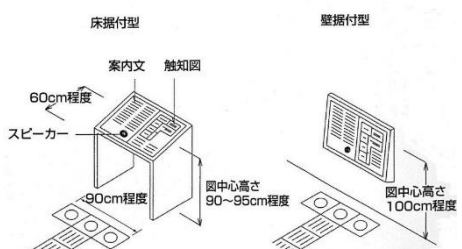
**(16)-1 公衆電話（規則別表2 1 建築物の表14の項）**

頁	整備項目	新	旧
P116	車いす使用者への配慮	<p style="text-align: center;"><b>望ましい整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車いすでアクセスできる公衆電話の位置を、国際的に認められているシンボルで明確に示す。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>望ましい整備</b></p> <p style="text-align: center;">—</p>
	その他	<p style="text-align: center;"><b>解 説</b></p> <p>電話機は音量調節機能付きで、受話器には60cm以上のコードを備えていること。</p>	<p style="text-align: center;"><b>解 説</b></p> <p style="text-align: center;">—</p>
P117	■ 電話の仕様例	 <p>視覚障害者に配慮して5の部分に凸が又硬貨やカードの出し入れ口には点字表示がついている。</p> <p style="text-align: center;">コード長さ: 60cm以上</p> <p style="text-align: right;">受話音量調節ダイヤル</p>	 <p>視覚障害者に配慮して5の部分に凸が又硬貨やカードの出し入れ口には点字表示がついている。</p> <p style="text-align: right;">受話音量調節ダイヤル</p>

**(16)-2 カウンター及び記載台（規則別表 2 1 建築物の表 15 の項）**

頁	整備項目	新	旧
P118	カウンター等の構造	<p style="text-align: center;"><b>望ましい整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カウンター下端は 75cm とする。</li> <li>・ 立位のカウンターは、身体の支えとなるように台を固定する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>望ましい整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立位のカウンターは、身体の支えとなるように台を固定する。</li> </ul>

**(16)-3 案内表示（規則別表 2 1 建築物の表 16 の項）**

頁	整備項目	新	旧
P120	(1)案内表示の構造	<p style="text-align: center;"><b>整備基準</b></p> <p>(1) 施設の案内を行う案内表示を設ける場合は、次の構造とする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>整備基準</b></p> <p>(1) 施設の案内を行う案内設備を設ける場合は、次の構造とする。</p>
	(2)視覚障がい者、聴覚障がい者への配慮	<p style="text-align: center;"><b>望ましい整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅や庁舎など主要な施設の出入口に音声案内を設置する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>望ましい整備</b></p> <p style="text-align: center;">—</p>
P121	■ 音声付き触知図案内板	<p>(利用者の声追加)</p> 	

**(16)-4 改札口及びレジ通路（規則別表 2 1 建築物の表 17 の項）**

頁	整備項目	新	旧
P122	幅の確保	<p style="text-align: center;"><b>解説</b></p> <p>内のり 90cm は、車いすが通過しやすい寸法である。  <b>物販店舗の売場の通路及びレジ前の通路もこれに準じる。ただし、主要な経路上の通路では商品棚間の有効幅員は 120cm とする。</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>解説</b></p> <p>内のり 90cm は、車いすが通過しやすい寸法である。</p>

**(16)-4 改札口及びレジ通路（規則別表 2 1 建築物の表 1 7 の項）**

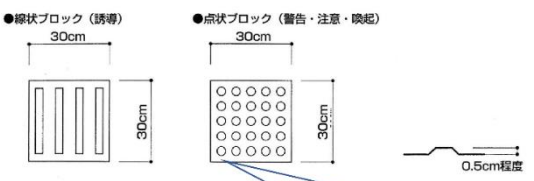
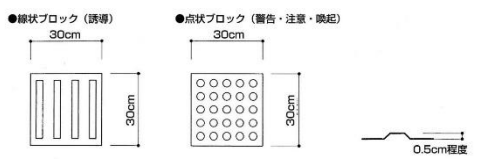
頁	整備項目	新	旧
P123	■ 物販店舗の 売場通路の例	<p>(新規追加)</p> <p>車椅子使用者の手の届く奥行き最大60cm程度 有効140cm以上 有効120cm以上 有効90cm以上（すれ違いのない通路）</p>	—
	■ 物販店舗の レジ前の通路 の例	<p>(新規追加)</p> <p>〈並行配列〉 90cm以上 90cm以上 90cm以上 〈対向配列〉 90cm以上 90cm以上 わかりやすい案内表示 商品棚</p>	—

**(16)-5 券売機、自動販売機及び現金自動預入・支払機（以下、「券売機等」という。）**

**(規則別表 2 1 建築物の表 1 8 の項)**

頁	整備項目	新	旧
P124	(1)券売機等の 構造	<p>解 説</p> <p>ジュース等飲料自動販売機も対象とする。</p>	<p>解 説</p> <p>—</p>
	設置場所	<p>解 説</p> <p>点字表示された機種は改札口にできるだけ近い位置に設け、他の利用者との導線が交差しないようにする。 自動販売機スペースの通路は、車いす使用者の通行に配慮した幅とする。</p>	<p>解 説</p> <p>点字表示された機種は改札口にできるだけ近い位置に設け、他の利用者との導線が交差しないようにする。</p>
	券売機等の操作	<p>解 説</p> <p>飲料等の自動販売機では、車いす使用者が使いやすい高さにボタン、紙幣投入口、コイン投入口、おつり返却口を設ける。</p>	<p>解 説</p> <p>—</p>
P125	(1)券売機等の 構造	<p>(新規追加)</p> <p>車いす使用者に配慮した自動販売機スペース（前面の通路幅：約130cm） 車いす使用者が押しやすい高さに最上段の飲料のボタン 紙幣投入口、コイン投入口、おつり返却口はすべて床から100cm以内</p>	—

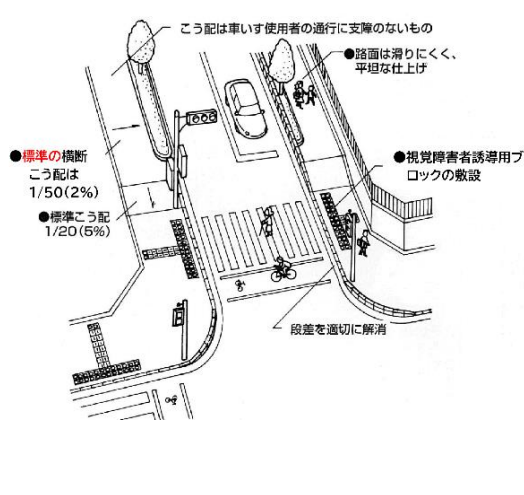
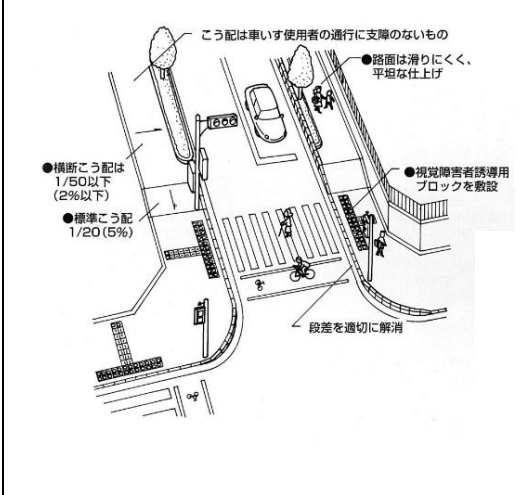

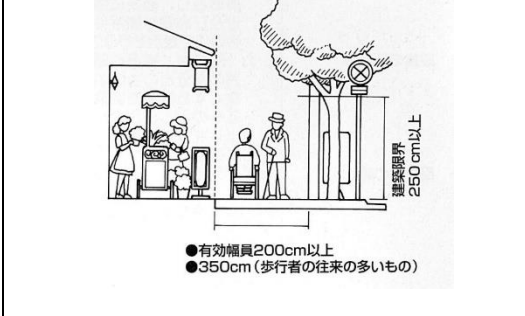
(16)-8 視覚障害者誘導用ブロック（規則別表 2 1 建築物の表 2 2 の項）

頁	整備項目	新	旧
P130	<p>■ JIS (T 9251) による視覚障害者誘導用ブロックの形状</p>	<p>(利用者の声追加)</p>  <p>●線状ブロック (誘導)</p> <p>●点状ブロック (警告・注意・喚起)</p> <p>0.5cm程度</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>【利用者の声】                      視覚障がい者が多く利用する可能性のある場所への案内には、できるだけ誘導ブロックを敷設してほしいです。                      ・ブロックの色は、弱視者にもわかりやすいように、床の色とのコントラストに配慮してほしいです。</p> </div>	 <p>●線状ブロック (誘導)</p> <p>●点状ブロック (警告・注意・喚起)</p> <p>0.5cm程度</p>



# 10 道路

## (1) 歩道（規則別表2 2 道路の表1の項）

頁	整備項目	新		旧	
P132	幅員	<p><b>整備基準</b></p> <p>イ 幅は200cm以上（歩行者の往來の多い歩道は、350cm以上）とすること。<b>ただし、幅員が10m未満の計画交通量500台/日未満の市道にあっては、150cm以上とすること。</b></p>	<p><b>解説</b></p> <p>幅200cmとは車いす同士がすれ違いに要する幅、350cmとは歩行者2人と車いす同士が、同時にすれ違える幅である。</p> <p><b>幅150cmとは人と車いすがすれ違える、また車いす使用者が回転できる幅である。</b></p>	<p><b>整備基準</b></p> <p>イ 幅は200cm以上（歩行者の往來の多い歩道は、350cm以上）とすること。</p>	<p><b>解説</b></p> <p>幅200cmとは車いす同士がすれ違いに要する幅、350cmとは歩行者2人と車いす同士が、同時にすれ違える幅である。</p>
	横断こう配	<p><b>整備基準</b></p> <p>ウ 横断こう配は1/50（2%）を標準とすること</p>		<p><b>整備基準</b></p> <p>ウ 横断こう配は1/50（2%）以上とすること</p>	
	視覚障害者誘導用ブロックの敷設	<p><b>解説</b></p> <p>札幌市歩行ガイドラインを参照すること。</p>		<p><b>解説</b></p> <p>—</p>	
P134					
					

(4) 案内表示 (歩行者用のものに限る。以下この項において同じ。) (規則別表2 2 道路の表4の項)

頁	整備項目	新	旧
P139	室内表示板の構造と内容	<p style="text-align: center;"><b>整備基準</b></p> <p>案内表示を設ける場合には、p114 (「17 案内表示」) の構造とする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>整備基準</b></p> <p>案内設備を設ける場合には、p114 (「17 案内設備」) の構造とする。</p>